



# 金 沢 市 公 報

第 2 9 0 5 号

平成29年(2017年)6月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施 術者の施術所の名称及び所在地の変更につい て ( " ) 4
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定による事業者の指定 について (障害福祉課) 4
○自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2	○市道の区域の変更について (道路管理課) 5
○地縁による団体の認可について (市民協働推進課)	3	○道路の供用の開始について ( " ) 5
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた めの医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3	● 公 告
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた めの施術を担当させる者の指定について ( " )	4	○予防接種を行うことについて (健康政策課) 5
		○浄化槽保守点検業者の登録の更新について (環境指導課) 6
		● 農業委員会告示
		○平成29年第6回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局) 7

## 告 示

### ●金沢市告示第229号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

平成29年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称  
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場  
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場  
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場  
 金沢市営森本駅西自転車駐車場  
 金沢市営野町駅前自転車駐車場  
 金沢市営金石バス停前自転車駐車場  
 金沢市営観音堂バス停前自転車駐車場  
 金沢市営上荒屋バス停前自転車駐車場  
 金沢市営表参道自転車駐車場

金沢市営十間町自転車駐車場  
 金沢市営香林坊地下自転車駐車場  
 金沢市営香林坊自転車駐車場  
 金沢市営柿木畠自転車駐車場  
 金沢市営武蔵自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場  
 金沢市営竪町自転車駐車場  
 金沢市営此花町自転車駐車場  
 金沢市営竪町第2暫定自転車駐車場

## 2 移動し、保管した自転車等の台数

自転車 145台  
 原動機付自転車 3台

## 3 自転車等を移動し、保管した日

平成29年5月1日から同月31日まで

## 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市此花町3番2号  
 公益財団法人金沢まちづくり財団

## 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成29年6月21日から同年9月20日まで  
 午前10時から午後7時まで  
 場所 金沢市問屋町2丁目95番地  
 金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第230号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成29年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

## 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	5台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
西念4丁目地内	自 転 車	2台
大手町地内	自 転 車	1台
木ノ新保町地内	自 転 車	1台
片町2丁目地内	自 転 車	1台
大浦町地内	自 転 車	1台
粟崎町地内	自 転 車	1台
材木町地内	自 転 車	1台
東山1丁目地内	自 転 車	1台
湊3丁目地内	自 転 車	1台
福増町北地内	自 転 車	1台
八日市3丁目地内	自 転 車	1台
竪町地内	自 転 車	2台

## 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日

平成29年5月1日から同月31日まで

## 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

## (1) 期間

平成29年6月21日から同年12月20日まで

## (2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第231号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

## 1 名称

浅野町下組むつみ会

## 2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、土地・施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

## 3 区域

町の名称	地 番
小橋町	433番、434番、436番、490番2～490番9、493番～497番、501番～510番、612番～674番
昌永町	1番～27番、32番、35番、36番、40番、47番、48番、51番1、51番2、56番、57番、60番、61番、64番～69番、72番、73番、84番1、87番1、155番～159番

## 4 主たる事務所

金沢市小橋町13番13号

## 5 代表者の氏名及び住所

安江 修一

金沢市小橋町13番13号

## 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

## 7 代理人の有無

なし

## 8 規約に定めた解散の事由

総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

## 9 認可年月日

平成29年6月21日

## ●金沢市告示第232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
吉野薬局	金沢市横山町15番27号	平成29年4月1日

なかしま眼科クリニック	金沢市上安原2丁目215番地	平成29年5月1日
たかくら歯科クリニック	金沢市若宮1丁目65番地	平成29年5月1日

## ●金沢市告示第233号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
黒田 要子	訪問医療マッサージ いいね治療院	金沢市昭和町15番21号	平成29年5月12日
若狭 公成	訪問医療マッサージ いいね治療院	金沢市昭和町15番21号	平成29年5月12日
堂角 及美	訪問医療マッサージ いいね治療院	金沢市昭和町15番21号	平成29年5月12日
長平 政敏	訪問医療マッサージ いいね治療院	金沢市昭和町15番21号	平成29年5月12日
梶本 健一	株式会社フレアス 金沢事業所	金沢市古府3丁目44番地	平成29年5月15日
白間 幸	株式会社フレアス 金沢事業所	金沢市古府3丁目44番地	平成29年5月19日

## ●金沢市告示第234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定を受けた施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所				変更年月日
	名 称		所 在 地		
	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	
渋谷 利之	学校法人 木島学園 木島接骨院	学校法人 木島学園 木島接骨院 小坂院	金沢市山の上町4番22号	金沢市小坂町中99番地1	平成29年5月1日

## ●金沢市告示第235号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の規定により指定特定相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示します。

平成29年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	相談支援の種類	主たる対象者	指 定年月日
1730104666	特定相談支援 キャッツアイ	金沢市高島3丁目13番地 高一ハウス3号室	株式会社サポートライフキャッツアイ	白山市湊町ヨ90番地7	計画相談支援	特定無し	平成29年6月20日

## ●金沢市告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成29年6月21日から同年7月5日まで一般の縦覧に供します。

平成29年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	石引1丁目線 20号	石引1丁目 344番 1先から	旧	7.8	207.0
		小立野5丁目 36番 5先まで	新	15.8	207.0

## ●金沢市告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成29年6月21日から同年7月5日まで一般の縦覧に供します。

平成29年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
石引1丁目線 20号	石 引 1 丁 目 344番 1先から 小 立 野 5 丁 目 36番 5先まで	平成29年6月21日

## 公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成29年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

## 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻疹風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	平成29年6月21日から 平成30年3月31日まで	別表のとおり
麻疹風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって20歳未満のもの 平成19年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた者であり、かつ、日本脳炎第1期の予防接種が終了していない者であって9歳以		

	上13歳未満のもの		
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上20歳未満のもの		
麻疹第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
麻疹第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
不活化ポリオ第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
結核(BCG)	生後3月から生後12月に至るまでの間にある者		
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		
インフルエンザ菌b型	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者		
B型肝炎	1歳に至るまでの間にあるもの		

## 2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻疹及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるもの
- (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

## 3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であつた間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種の対象者であつた者であつて、当該予防接種の対象者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第1条の3第2項の厚生労働省令で定めるものにかつたことその他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。ただし、ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期にあつては15歳に達するまで、結核(BCG)にあつては4歳に達するまで、小児用肺炎球菌にあつては6歳に達するまで、インフルエンザ菌b型にあつては10歳に達するまでの間にある場合に限る。

## 別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
多賀 千之 多賀 浩美 久藤 美保	多賀クリニック	白山市美川和波町128番地1

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年条例第36号)第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成29年6月21日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
77	有限会社アクアシステム	河北郡内灘町字向栗崎2丁目522番地	平成29年6月25日

## 農 業 委 員 会 告 示

### ●金沢市農業委員会告示第6号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により平成29年第6回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成29年6月21日

金沢市農業委員会  
会長 朝 倉 忍

#### 1 日時

平成29年6月26日午後4時

#### 2 場所

金沢歌劇座第10会議室

#### 3 議案

- (1) 金沢市農業委員会の新体制の編成について
- (2) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (5) 非農地証明願について
- (6) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

平成29年(2017年)6月21日 印刷  
平成29年(2017年)6月21日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄